平成13年(行ケ)第177号 審決取消請求事件(平成14年1月30日口頭弁 論終結)

決 ·ニンクレッカ 判 告 フィリップス エレク 原 トロニクス ヴィ エヌ 哲基 訴訟代理人弁護士 田 山 司 同 田 同 Ш 浩 特許庁長官 告 耕 被 及 Ш 造 樹 指定代理人 山 春 本 武 井 袈裟彦 同 信 雄 同 林 小 同 Ш 久 成 主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日

と定める。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

特許庁が平成11年審判第6298号事件について平成12年12月1日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和60年3月25日(優先権主張日1984年(昭和59年)3月24日・西ドイツ国)の特許出願に係る特願昭60-60508号出願の一部を新たな特許出願として、平成8年3月27日、名称を「移動無線局」とする発明につき特許出願をした(特願平8-99331号)が、平成11年1月21日に拒絶査定を受けたので、同年4月21日、これに対する不服の審判の請求をし、同年5月21日、その特許請求の範囲の補正(以下、補正後の特許請求の範囲の請求項1に係る発明を「本願発明」という。)をした。

特許庁は、同請求を平成11年審判第6298号事件として審理した上、平成12年12月1日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その 謄本は、平成13年1月22日、原告に送達された。

2 本願発明の要旨

移動無線局に割当てられた識別コードの不正使用を検出する形態の移動無線システムに適用され、ランダム値が移動無線局へ送信され、送信された当該値から導かれる暗号値が当該移動無線局から返送され、そして前記移動無線システムにおいて当該暗号値と前記ランダム値に係る暗号との比較を実施して前記不正使用を検出する移動無線局であって、

出する移動無線局であって、 前記システムから受信した前記ランダム値及び当該移動無線局に設けられた 格納手段に格納された識別コードとを基に新たな暗号値を導く手段と、

前記システムに向けて当該新たな暗号値を送信する手段とを有することを特徴とする移動無線局。

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願発明が、特開昭54-148402号公報(甲第4号証、以下「引用文献」という。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものと認められるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決の理由中、本願発明の要旨の認定、引用文献の記載を摘記した部分(審決謄本2頁2行目~31行目)の認定、本願発明と引用発明との一致点及び相違点1~4の各認定は認める。

審決は、本願発明と引用発明との相違点1~4についての判断を誤った(取消事由1~3)結果、本願発明が引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとの誤った結論に至ったものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由 1 (相違点 1 及び同 2 についての判断の誤り)

(1) 審決は、本願発明と引用発明との相違点1として認定した「『伝送位置にある装置』及び『システム』が、本願発明では、各々、『移動無線局』及び『移動無線システム』が、本願発明では、各々、『移動無線局』及び『移動無線システム』についてのに記載されているのに対し、『移動無線システム』についてのに記載されているのには、『移動無線ら』のいるまた。『一世のはは、『移動無線システム』について記憶には、『移動無線システム』について記憶には、『一世のは、「『一世のは、本語のは、本語のに対し、「一世のは、大きな、「一世のは、大きな、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世のは、「一世のは、「一世のは、」」には、「一世のは、「一世

ーロー しかしながら、以下のとおり、審決の相違点1、2に対する上記判断は誤りである。

(2) 移動無線システムでは、ユーザーは専用の端末(移動無線局)を使用し、端末とユーザーとは一対一で対応するから、中央(基地局)が認証の対象とするのは端末(すなわち、装置)であり、この場合を「端末認証」という。端末認証システムでは、端末ごとに識別コード(端末識別コード)を割り当てるから、端末内に端末識別コードを格納しておくことが可能である。

これに対し、銀行の現金預払機等のように、同じ端末を複数のユーザーが利用するシステムでは、認証の対象は端末ではなく、ユーザー(すなわち、個人)であり、この場合をユーザー認証という。ユーザー認証システムでは、ユーザーが識別コード(ユーザー識別コード)を管理し、同システムを使用するたびにユーザー自身がキーボード等により入力する必要があるから、端末内に識別コードを格納しておくことはできない。

このように、端末認証とユーザー認証とは、一見類似するが、全く異なる概念である。そして、本願発明は端末認証システムに属し、引用発明はユーザー認証システムに属するものである。

(3) 相違点1に関し、審決は、引用文献には、引用発明を無線システムに適用できる旨が記載されていると認定したが、審決が指摘する引用文献(甲第4号証)の「本発明の実施例の合成システムは、伝送されたデータ又は権限のあるユーザーの識別符号と関連した秘密保持を損うことなく・・・無線等の普通のデータ伝送によって、符号化されたデータを伝達するのを可能にする」(11頁左上欄11行目~16行目)との記載は、引用文献に記載された認証技術の伝送方法として「無線」を採用してもよいという趣旨であり、引用発明を移動無線システムにも適用できるという意味ではない。移動無線システムは、少数の基地局と多数の移動無線との通信を行うというその性質上、素早い認証を必要とする等の特殊性を有する。したがって、引用文献の上記「無線等の普通のデータ伝送」との文言から、引用発明が用いている認証技術を移動無線システムに適用することまで、当然に想起するということはできない。

また、審決は、移動無線システムにおいて、移動無線局に割り当てられた 識別コードの不正使用を検出するために認証技術が必要なことは周知であるとし て、周知例1(甲第5号証)及び同2(甲第6号証)を挙げるが、これらの周知例 に記載された移動無線システムは、いずれも、移動無線局に割り当てられた移動機 番号(電話番号)と識別コード(キー番号又は暗証番号)とを移動無線局から基地 局に送出することにより、移動機番号の不正使用を検出する単純なものにすぎず、 識別コードの不正使用まで検出するものではない。したがって、これらの周知例は、移動無線システムにおける端末認証の必要性は開示するものの、識別コードに対し暗号化等の不正窃取防止処理を施す技術思想まで開示するものではないから、移動無線局に割り当てられた識別コードに対して認証技術が必要であることは周知とはいえない。

さらに、引用発明は、上記のとおりユーザー認証システムであり、かつ、 識別コードに対して暗号化処理を施すものである。他方、周知例1、2に記載され たシステムは、いずれも端末認証システムであり、しかも、識別コードに対して暗 号化処理を施す技術思想はない。したがって、引用発明と周知例1、2に記載され たシステムとでは、「識別コードを用いた認証」という限度では関連するとして も、認証の対象が異なるほか、認証方法に関する技術思想も異なるものであるか ら、周知例1、2に開示された技術を引用発明に適用することは困難である。

(4) 相違点2に関し、審決は、「識別コードを移動無線局に割り当てることは、当業者が容易になし得る」とする根拠を示していない。

上記のとおり、引用発明はユーザー認証システムであり、端末認証システムである本願発明とは技術的背景が異なるものである。相違点2は、認証対象の差異に起因する本質的な相異点であり、したがって、引用発明の「PIN」(ユーザー識別コード)を本願発明の「移動無線局に割当てられた識別コード」(端末識別コード)とすることを容易に想起することができるものではない。

2 取消事由2(相違点3についての判断の誤り)

- (1) 審決は、本願発明と引用発明との相違点3として認定した「『ランダム値』が、本願発明では、伝送位置にある装置である『移動無線局』へ送信されているのに対し、引用発明では、受け取り位置にある装置へ送信されている。また、『ランダム値から導かれる暗号値が伝送位置にある装置から送信』される。高点につき、『認証技術において、方の送信(審決謄本のでは、『送信』が『返信』に記載変更されている」(審決謄本ので、本願発明では、『送信』が『返信』に記載変更されている」(審決謄本3を開いる側にするが、記証技術において、方の送信(の送信)の表示を関いてののででは、「認証技術において、のはの表示を表示である。と、の表示ののは、である。と、の表示ののは、の表示である。と、の表示を関した、の表示を選択するのは当然の設計のである。、「のよいのののでは、という。」という。)を学げた。
- しかしながら、以下のとおり、審決の上記判断は誤りである。 (2) 引用発明は、端末局においてメッセージを暗号化(符号化、エンコーディング)して伝送し、基地局(中央局)において解読(復号化、デコーディング)もる従来のシステムにおいて、エンコーディングキーが符号化のみならず復号化も明されて一である場合には、ひとたびエンコーディングキーが窃取されると、時が解読されて秘密を保持することができなくなるとの問題点を、不可逆なよって発生したランダムキーを端末局及び基地局の双方で用いることにより解決しようとするものである。具体的には、端末局において、ランダム数発生器によって発生したランダム値を用いてPIN値(識別コード)を不可逆アルゴリズムモジュールにおいて符号化し、この値を表述なが、基地局によりである。 とは、基地局には、ボリンダム値を用いて不可逆アルコールにおいて符号化し、この値を表述ない情では、ボリンダムには、エリングムを採用するものであって、復号化という手順のない構成を採用するものである。

すなわち、引用発明は、ランダム値と暗号化されたPIN値の双方が窃取されたとしても、暗号化されたPIN値が復元されなければ不正使用防止の目的は達成されるから、ランダム数発生器を端末局に設置しても問題はないとの認識に立つものであり、そこで想定されている危険は、あくまでPIN値が解読されること、すなわち、窃取したPIN値(識別コード)を有するユーザーになりすますことであって、窃取したランダム値と暗号化されたPIN値とを基地局に送って端末局になりすますという事態は想定されていない。この場合には、ランダム数を基地局で生成して端末局に送り、端末局がさらに返信することは、むしろ煩雑で通信負

担が増すため、ランダム値を基地局で生成することは、そのことに何らかの利点がない限り発想し得ないのである。また、引用発明の端末局は現金預払機のようなある程度の大きさの装置を想定しており、ランダム数発生器を内蔵したとしても負担はない。

このように、認証技術を適用する分野、防止すべき不正使用の態様等に対応してランダム値送信源の設置位置はそれぞれ異なるのであり、単なる設計的事項ではない。引用発明においては、ランダム数発生器の設置位置を端末局から基地局に変更する必要性を欠いており、そのような変更をすることを発想することができない。

(3) また、審決は、周知例3(甲第7号証)では、「ランダム値に対応する 『無作為で一意のデータ項目』を、認証する側(受信側)で発生させて」(審決謄本4頁20行目~21行目)いるとする。

しかしながら、周知例3に記載された技術は、認証側が被認証側に本願発明のランダム値に対応する「平文」を送信し、被認証側が送信された「平文」を時号化して返送し、認証側が返送された「暗号文」を被認証側の暗号化キーに対応する復号化キーにより復号化することにより認証を行うものである。したがっての場合には、ランダム値に対応する「平文」自体を暗号化しており、ランダム値に対応する「平文」自体を暗号化しており、ランダム値に対応する「平文」自体を暗号化キーに対応する復号化キーに対応する復号化キーに対応するものではない。また、問号化キーは可逆的であるとも、同知例3は、コンピュータ等における使用者間同士の認証に関するものであるけ、端末局や基地局という概念がなく、識別コードを用いるシステムでもない。結局、周知例3に記載れた技術は、引用発明と全く技術分野が異なり、引用発明に適用できるものではない。

審決は、さらに、周知例4(甲第8号証)にも、ランダム値を認証する側(受信側)で発生させる構成があるとする。

しかしながら、周知例4に記載された技術は、小売業者、銀行、コンピューター端末等おけるユーザー認証システムであり、ランダム値から暗号値を導くものではなく、しかも、暗号化のアルゴリズムは可逆的であって復号化を伴う認証技術である。したがって、周知例4に記載された技術も、引用発明と全く技術分野が異なり、引用発明に適用できるものではない。

(4) 移動通信システムにおいては、ランダム値により暗号化された識別コードとランダム値とを、共に端末局(移動無線局)から基地局に送信することとすると、共に送信されるこれらを双方ともに窃取することは比較的容易であるので、窃取した者が他の端末を改造するなどして、これらを基地局に送信することにより、窃取された識別コードを有する端末局になりすますことが可能となる。すなわち、端末局でランダム値を発生させ、それによって識別コードの暗号化を行い、暗号化された識別コードとランダム値とを共に基地局へ送信するという方法では、不正使用を十分に防止することができないのである。

本願発明において、基地局から端末局(移動無線局)へ通話の度にランダム値を送信し、端末局は受信したランダム値により暗号化した識別コードを送信する構成としたのは、このためである。このようにすることにより、識別コードとランダム値とは送信の方向が逆(双方向)となるから窃取が困難となるし、仮に、ある通話の際に、ランダム値と暗号化した識別コードが窃取されたとしても、次回の通話の際に、基地局から発信されるランダム値はそれと異なるから、窃取したデータを利用して不正な通話をすることはできない。

タを利用して不正な通話をすることはできない。 本願発明の要旨は、「ランダム値から導かれる暗号値が伝送位置にある装置から送信」される点を「返送され」と規定し、ランダム値を基地局から端末局(移動無線局)に「送信」し、暗号値を端末局から基地局に「送り返す」という本願発明の構成を明確に示しているのであり、「返送」は本願発明の技術思想を表す重要な文言であるから、これを「送信」という文言と同一にとらえることができないことは明らかである。

3 取消事由3(相違点4についての判断の誤り)

審決は、本願発明と引用発明との相違点4として認定した「本願発明では、『移動無線局に識別コードの格納手段を設け』、格納された識別コードを基に新たな暗号値を導いているが、引用発明に関して、引用文献には、『格納手段』との明記はない」(審決謄本3頁35行目~37行目)点につき、「伝送位置(移動無線局)自体に『識別コード』を割当てる必要がある以上、何らかの形で識別コードの

格納手段を設けなくてはならないから、上記相違点4も単なる設計的事項にすぎない」(同4頁31行目~33行目)と判断した。

しかしながら、ユーザー認証システムである引用発明は、ユーザー自身がユ -ザー識別コードを管理し、使用時に入力するものであるから、端末にユーザー識 別コードをあらかじめ格納しておくことができないことは当然であり、したがっ て、端末に識別コードの格納手段を設けることが単なる設計的事項でないことは明 白である。

被告の反論 第4

審決の認定及び判断は正当であり、原告主張の審決取消事由は理由がない。 取消事由1 (相違点1及び同2についての判断の誤り) について

原告は、審決が指摘する引用文献(甲第4号証)の「本発明の実施例の合 成システムは、伝送されたデータ又は権限のあるユーザーの識別符号と関連した秘密保持を損うことなく、郵便、電話による音声伝達、無線等の普通のデータ伝送によって、符号化されたデータを伝達するのを可能にする」(11頁左上欄11行目~16行目)との記載は、引用文献に記載された認証技術の伝送方法として「無線」を採用してもよりに対象と 線」を採用してもよいという趣旨であり、引用発明を移動無線システムにも適用で きるという意味ではない旨主張する。

しかしながら、引用文献の上記記載中には、無線システムのほか電話シス テムの利用も記載されており、したがって、無線による電話システムの利用も想定 されているところ、周知例1 (甲第5号証)又は同2 (甲第6号証)によれば、無 線による電話システムの中には、自動車電話など移動無線電話が含まれることが明 らかであるから、結局、引用文献には移動無線システムの利用も開示されていると いうことができる。

仮に、引用文献に、移動無線システムへの適用につき直接的記載又は示唆 がないとしても、後記(2)のとおり、移動無線システムに認証技術が必要であること は周知の事項であるから、引用発明を移動無線システムに適用することは容易にし 得ることである。

(2) 原告は、周知例1(甲第5号証)及び同2(甲第6号証)に記載された移 動無線システムが、移動機番号の不正使用を検出するものであって、識別コード (キー番号文は暗証番号)に対し暗号化等の不正窃取防止処理を施す技術思想まで 開示するものではないから、移動無線局に割り当てられた識別コードに対して認証 技術が必要であることは周知とはいえない旨主張する。

しかしながら、審決の「移動無線システムにおいて、移動無線局に割当て られた識別コードの不正使用を検出するために、認証技術が必要なことは、上記拒 絶理由通知で引用した引用文献B、C(注、周知例1、2)・・・から明らかなよ うに周知である」(審決謄本4頁4行目~8行目)との認定における「識別コー ド」とは、周知例1の「移動機番号」及び周知例2の「移動端末番号」を指すものであり、周知例1の「キー番号」及び周知例2の「暗証番号」を指すものではな い。審決の上記認定は、周知例1、2に、移動無線局に割り当てられた識別コード (移動機番号又は移動端末番号)を第三者によって不正使用されることがあり、そ の防止のため、より防止効果の大きい認証技術(周知例1ではキー番号を用いること、周知例2では暗証番号を用いること)が開示されているから、移動無線局の識 別コードの不正使用を検出するために、認証技術が必要であることは周知であると いう趣旨である。原告の主張は、審決の説示を誤解するものであって、前提を欠

原告は、引用発明は、ユーザー認証システムであり、識別コードに対して 暗号化処理を施すものであるのに対し、周知例1、2に記載されたシステムは、いずれも端末認証システムであり、識別コードに対して暗号化処理を施す技術思想は ないから、周知例1、2に開示された技術を引用発明に適用することは困難である 旨主張する。

しかしながら、引用発明と周知例1、2に開示された周知技術とは、識別コードを用いた認証技術との限度で技術分野を同じくし、かつ、識別コードの不正利用防止という技術課題においても共通するものである(周知例1、2において も、識別コードの不正利用防止のため認証技術を用いていることは上記のとおりで ある。)

そうとすれば、引用発明を周知例1、2に開示された移動無線局の認証手 段に適用することが妨げられるものではなく、これら技術分野及び技術課題の共通 性を無視して、認証手段が相違するからといって、あるいはユーザー認証と端末認 証という認証対象が異なるからといって、上記適用が容易ではないとする原告の主 張は誤りである。

- (4) 審決の「その際、『伝送位置にある装置』を『移動無線局』とし、受け取り位置にある装置を含む『システム』を『移動無線システム』とすること、及び、識別コードを移動無線局に割り当てることは、当業者が容易になし得ることと認められる」(審決謄本4頁9行目~12行目)との判断は、このように引用発明を周知例1、2に開示された移動無線局の認証手段に適用することの結果として、引用発明の「伝送位置にある装置」を「移動無線局」とすること、その「受け取り位置にある装置を含むシステム」を「移動無線局」とすること、及び識別コードを移動無線局に割り当てることが、半ば自動的に導かれると判断したものであり、この判断に誤りはない。
 - 2 取消事由2(相違点3についての判断の誤り)について
- (1) 原告は、周知例3(甲第7号証)及び同4(甲第8号証)に記載された技術は、引用発明と技術分野が異なるから、引用発明に適用できるものではない旨主張する。
- 周知例3に記載された認証の具体的手法が原告主張のとおりであることは認めるが、審決が周知例3から引用したのは、暗号化技術を用いた認証において、認証側から被認証側にランダム値を送信する点であって、認証側及び被認証側における具体的な認証の手法を引用したものではない。すなわち、認証手続において、ランダム値の送信源を認証側又は被認証側のいずれに設置するのかは設計的事項であることを立証するために周知例3を引用したのであり、このことは、周知例4についても同様である。

そして、周知例3、4に記載されたものも、引用発明も、ランダム値に基礎を置く認証技術の分野に属しており、技術分野が異なるとの主張は誤りである。認証技術において、ランダム値の送信源を認証側にするか、被認証側にするかは、二者択一であって、システムの規模、システムの構成、使い勝手等によって決められる単なる設計的事項にすぎず、この点についての審決の判断に誤りはない。

(2) 原告は、本願発明において、基地局から端末局(移動無線局)へ通話の度にランダム値を送信し、端末局は受信したランダム値により暗号化した識別コードを送信することによる効果を主張するが、その点も、設計的事項としての「ランダム値が移動無線局へ送信されること」による当然生ずる自明の効果でしかない。

また、原告は、本願発明の要旨における「返送」との規定が、本願発明の 技術思想を表す重要な文言であるとも主張するが、「返送」と「送信」は、ランダ ム値送信源の設置位置を認証側に変更することに伴って当然に生ずる表現の相違で あるにすぎず、これを「同じ内容を単に表現変更した相違点3に、格別の創意工夫 を認めることはできない」(審決謄本4頁25行目~26行目)とした審決の判断 に誤りはない。

3 取消事由3(相違点4についての判断の誤り)について

原告は、ユーザー認証システムである引用発明は、ユーザー自身がユーザー 識別コードを管理し、使用時に入力するもので、端末にユーザー識別コードをあら かじめ格納しておくことはできないことは当然であるから、端末に識別コードの格 納手段を設けることは設計的事項でない旨主張する。

しかしながら、移動無線局(端末)自体を識別コードで識別することは周知であるから、この識別コードの格納手段を移動無線局に設けることは、当然の事項である。審決が「伝送位置(移動無線局)自体に『識別コード』を割当てる必要がある以上、何らかの形で識別コードの格納手段を設けなくてはならないから、上記相違点4も単なる設計的事項にすぎない」(審決謄本4頁31行目~33行目)としたのはその趣旨であり、上記判断に誤りはない。 第5 当裁判所の判断

1 取消事由1(相違点1及び同2についての判断の誤り)について

(1) 相違点1につき、審決は、「引用文献には、引用発明を、データ伝送に関したものではあるものの、無線システムに適用できる旨記載されており」(審決謄本4頁2行目~3行目)とした上、引用文献(甲第4号証)の「本発明の実施例の合成システムは、伝送されたデータ又は権限のあるユーザーの識別符号と関連した秘密保持を損うことなく、郵便、電話による音声伝達、無線等の普通のデータ伝送によって、符号化されたデータを伝達するのを可能にする」(11頁左上欄11行目~16行目)との記載を引用し、さらに、被告は、引用文献の上記記載中には、

無線システムのほか電話システムの利用も記載されており、これには自動車電話など移動無線電話のシステムも含まれるから、結局、引用文献には移動無線システムの利用も開示されている旨主張するが、引用文献の上記記載は、引用文献に記載されたシステムにおいて符号化されたデータを伝達するための手段として、「電話による音声」、「無線」等を採用することができるとの趣旨であることは明らかであって、引用文献記載のシステム自体を移動無線システムに適用することを明示的に記載したものではないから、審決の上記認定及び被告の上記主張は誤りであるといわざるを得ない。

しかしながら、引用文献(甲第4号証)に、「この装置は、伝送位置23 ランダム数発生器13、不可逆アルゴリズムモジュール(I. A. M)・・・15を 備え・・・受け取り位置25に、記憶ファイル17別の不可逆アルゴリズムモジュ ール19、及び比較器21を備えている。ユーザーにより入力されたPINデータ に応答して、かつランダム数発生器13により発生したランダム数(RN)に応答 して、アルゴリズムモジュール15は、伝送されて、受け取り位置の比較器21に 印加することができるユーザー識別コード(ID)を発生する。ランダム数発生器 13によって発生したRNはまた、受け取り位置25での1.A.M19に伝送される。 所定の本物のPIN(記憶ファイル17の選択されたレジスタ内に予め記憶される)は呼び出されて、新たなユーザー識別コード(ID′)を発生するために、受け取ったRNと共にアルゴリズムモジュール19に印加することができる。アルゴリズムモジュール19は、モジュール15と同じ方法で、そこに印加された信号を 暗号化し又は符号化する。先に発生したユーザー識別コードIDは、それから比較 器21によって新たに発生したユーザー識別コード(ID′)と比較される。もし一致するならば(すなわち、もしIDとID′が同じであることがわかったならば)業務・・・を進めるべきであるということを示す出力データ値が発生す る・・・もし一致しないならば、比較器21は、業務を進めるべきではないという ことを示す出力値を発生する」(審決謄本2頁5行目~23行目)との記載がある ことを示り口がにています。 (番次院本と良ってローとの記載がめることは当事者間に争いがなく、また、上記記載に先立って、「可変キーがデコーディング処理において使用することができるようにそれを伝送することは、権限のないユーザーがキーの伝送中にそのキーに近づくことが考えられるので、その動作の秘密保持を危くする。それ故、このようなデータ伝送動作(特に、データの秘密伝送だけでなく、ユーザーの正確な識別を必要とする銀行業務動作等)の秘密保持を改善するときに、一致エンコーディングーデコーディングキー又はユーザー識別情報の伝送を必要とすることがく 報の伝送を必要とすることなく、データの秘密伝送をする技術を使用することが望 ましい」(甲第4号証10頁左下欄16行目~右下欄7行目)、「PIN(銀行預 金又は引き出し業務のような業務を開始するためにユーザーによりこの装置に入力

なお、この点につき、原告は、移動無線システムは、少数の基地局と多数の移動無線局との通信を行うというその性質上、素早い認証を必要とする等の特殊性を有する旨主張するが、そうであるとしても、当該移動無線システムの性質に引用発明が適合せず、これを移動無線システムに適用することが阻害されるとする根拠は見いだせない。

(3) 他方、周知例1(甲第5号証)には、「本発明は例えば自動車電話等の移動機が正規の加入者以外の人によつて不正に使用されることを防止する移動機の不正使用防止方式に関するものである」(1頁左下欄12行目~15行目)、「接続

これらの記載によれば、周知例1には、移動無線システムに関して、端末 (移動機)に記憶されているダイヤル番号に対応した移動機番号は不正に使用も知らないも一番号を端末に割り、基地局において、移動機番号とれた移動機番号とれた移動機番号とは、端末の際には、端末の移動機番号とにより、基地局において、移動機番号ともないまするととなり、基地局において、移動機番号とあらかじめ登録された移動機番号及びキー番号とあらかじめ登録された移動機番号とであるが正当な端末であるか否がを認証することが記載されていると認が正当な端末であるか否がを認証することが記載されていると認められると記が正当ながに、その不正使用を検出することが記載されていると記が登録者号を不正使用に関し、適当に書き換えた値が登録の移動機番号に合致した例を挙げてあるが、他人の端末の移動機番号を不正に窃取の移動機番号に言き換える事態も容易に想定されるところである。

(4) 原告は、周知例 1 に記載されたシステムについて、識別コードに当たるものがキー番号であるとの前提の下に、上記システムは、移動機番号の不正使用を検出するものであって、識別コード(キー番号)に対し暗号化等の不正窃取防止処理を施す技術思想まで開示するものではないから、移動無線局に割り当てられた識別コードに対して認証技術が必要であることは周知とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記(3)で認定した周知例1の記載に照らし、そこに記載されたシステムにおいて、移動機番号が個々の移動機を識別するために割り当てられた番号であることは明白であり、したがって、移動機番号は移動機の「識別コード」であるということができる。そして、上記システムにおいて、識別コード(移動機番号)の不正使用を検出するため、キー番号を用いた認証の手段を採用していることも上記(3)で認定したとおりである。

ることも上記(3)で認定したとおりである。 審決の「移動無線システムにおいて、移動無線局に割当てられた識別コードの不正使用を検出するために、認証技術が必要なことは、上記拒絶理由通知で引用した引用文献B(注、周知例1)、C(注、周知例2)・・・から明らかなように周知である」(審決謄本4頁4行目~8行目)との認定は、周知例1については、その「識別コード」が「移動機番号」を意味するものと認められる上、移動無線局(移動機)に割り当てられた識別コードの不正使用を検出するために、認証技 術が必要であることを認定したにとどまり、当該認証技術が、識別コードに対し暗号化等の不正窃取防止処理を施すものであることまで含めて周知であることを周知例1に基づいて認定したものではない。そうすると、審決の上記認定は、周知例2(甲第6号証)を引用した点が、同周知例に記載された発明は、識別コード(移動機番号)の不正使用を検出することを課題とするものではなく、端末自体の不正使用の防止を目的とするものである(1頁右下欄7行目~14行目)から、必ずしも適切とはいい難いものの、結論に影響を及ぼす誤りはない。

(5) 原告は、引用発明がユーザー認証システムであり、識別コードに対して暗号化処理を施すものであるのに対し、周知例1に記載されたシステムが端末認証システムであり、識別コードに対して暗号化処理を施す技術思想はないから、引用発明と周知例1に記載されたシステムとでは、認証の対象及び認証方法に関する技術思想が異なり、周知例1に開示された技術を引用発明に適用することは困難である旨主張する。

また、認証の方法については、上記(3)のとおり、周知例1に記載されたシステムは、移動機番号とキー番号とをセットにして、送られてきた移動機番号及びキー番号とを比較することによりにようとする端末が正当な端末であるか否かを認証するものであって、識別コーにおり、例えば、後記のとおり、周知例4(甲第8号証)には、端末によるといるがら、例えば、後記のとおり、周知例4(甲第8号証)には、端末局ととさいるが、このような記載を待つまでもなく、識別コード等のメッセージの不正対でいるが、このような記載を待つまでもなく、識別コード等のメッセージの不正対である。そのメッセージについての認証の手段としてがある。そのメッセージについての認証の手段としてがある。そのよっとは明らかである。そのとなり、周知例1に基づき、移動無線システムに関いてである端末に割り当てられた識別コードの不正使用を検出すると認記れる場合に、周知例1自体には、識別コードに対して暗号化処理を施すことは、識別コードに対して認証の手段を講ずる必要があることは周知であったといる場合に、周知例1自体には、識別コードの不正使用を防止するため、おれていないとしても、そのことが、識別コードの不正使用を防止するため、高別コードに対する認証の手段として暗号化処理をした識別コード(PIN値)を用いる引用発明を移動無線システムに適用することについて妨げとなるものということもできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(6) 原告は、相違点2に関し、審決は「識別コードを移動無線局に割り当てることは、当業者が容易になし得る」とする根拠を示していないとした上、引用発明はユーザー認証システムであり、端末認証システムである本願発明とは技術的背景が異なるものであるから、引用発明のユーザー識別コード(PIN値)を本願発明

の「移動無線局に割当てられた識別コード」(端末識別コード)とすることを容易に想起することができるものではない旨主張する。

しかしながら、引用発明を、周知例1に示されたような、識別コードが移動無線局に割り当てられた移動無線システムに適用することが容易にし得たものと認められることは上記(3)のとおりであり、そうとすれば、識別コードを移動無線局に割り当てることが格別の判断をせずとも自動的に導かれることは明白であるから、審決の上記判断に誤りがあるということはできない。

ら、審決の上記判断に誤りがあるということはできない。 なお、原告の主張するユーザー認証システムと端末認証システムとの相違が、引用発明を移動無線システムに適用することの妨げとならないことは、上記(5)のとおりである。

- (7) そうすると、審決の相違点1及び同2についての判断は、上記のとおり、 瑕疵がないわけではないが、当該瑕疵は審決の結論に影響を及ぼすものではなく、 その判断に原告主張の誤りはない。
 - 2 取消事由2(相違点3についての判断の誤り)
- (1) 周知例4 (甲第8号証)には、「この発明は小売業者、銀行、コンピューターアクセス端末等において、個人識別番号等を記憶したIDカードと、使用者がキーボード等に入力するパスワードとによつてその使用者が、正当な使用者である かどうかを調べる識別システムに関するものである」(2頁左上欄1行目~6行 目)、「この発明は端末とホスト間でタッピング等により、盗み聞きすることによ リIDナンバー、パスワードを容易に知られることを防ぐために、IDナンバー パスワードを暗号化して端末からホストに送り、かつパスワードを暗号化する暗号 化キーは毎回ホストで発生し、その暗号化キーを暗号化してホストから端末に送る構成とすることにより、ホストで送られてきたIDナンバー、パスワードの正当性を確認するシステムを提供する」(同頁左下欄19行目~右下欄7行目)、「この 発明によれば入力装置から入力されるパスワードで個人識別番号を暗号化してカー ドに記憶されており、このカードを読出して暗号化された個人識別番号を入力装置 より送出すると共に、入力装置では中央処理ユニットから送られる暗号化された暗 号化キーを、予め記憶してあるキー暗号化キーで復号化し、その復号された暗号化キーにより上記入力されたパスワードを暗号化して送出する。」(同頁右下欄8行~16行目)、「端末とホストとの間の通信を設定して認証システムの動作を開始 させるため、使用者はIDカード103をカード読取装置102に挿入し、次いでパスワードをキーボード101から入力する・・・キーボード101からキーイン されるとホスト側の認証システムを作動させるため、入力装置100から適当な信 号300により起動が開始される。ランダムワード発生器201から適当なランダ ムワードRNiが作り出され、これがキーイン入力したパスワードを暗号化する暗号化 キーとなる・・・ランダムワード発生器201で発生したランダムワード RNiは・・・暗号化され、端末へ転送される。すなわち、Ekm(RNi)となる。端末側の入力装置100ではEkm(RNi)を受信し・・・復号化される・・・先程キーボード1 O1よりキーインしたパスワードPWiを・・・復号化したRNiをキーとして暗号化する、すなわちERNi(PWi)となる。この暗号化されたパスワードがホストに転送され る。ホスト側では送られてきたErni (PWi) に対して復号化ブロック203で、ランダ ムワード発生器201で発生したランダムワード(RNI)をキーとして復号化を行 う・・・次にカード読取装置101により読取られたIDカードのデータ・・・は ホスト側に転送され・・・IDカードのデータを、復号化ブロック203で復号化 した結果をキーとして復号化する」(3頁左下欄6行目~4頁右上欄6行目)、「パスワードの解読がなされるとID番号も推察可能となるため、パスワードの暗号化には毎回違ったキーで暗号化するすることによりパスワードの解読をより困難 にしている」(同頁左下欄16行目~18行目)との各記載がある。

これらの記載によれば、周知例4には、認証システムにおいて、パスワードを端末局から基地局(ホスト)に送るに当たり、基地局でランダム値(ランダムワード)を毎回発生して端末局に送信し、端末局で送信されたランダム値によりパスワードを暗号化し、その暗号化されたパスワードを基地局に送信することにより、通信回線におけるパスワードの解読を防止すること(不正窃取の防止)が記載されているものと認められる。

そして、この記載と上記1の(2)の引用文献の記載とによれば、端末局において、ユーザーにより入力されたメッセージ(識別コード、パスワード)をランダム値で暗号化して基地局に送信する認証技術に関し、そのランダム値の送信源、すなわち、ランダム数発生器の設置位置を、端末局とすることも、基地局とすること

も、いずれも周知であるものと認められる。このことに、このような認証システムにおいて、ランダム数発生器の設置位置は、技術常識上、端末局と基地局との二者択一となることを併せ考えれば、ランダム数発生器の設置位置を端末局とするか、基地局とするかは、システムの規模、システムの構成、使い勝手等を考慮して適宜決定することができる単なる設計的事項にすぎないものというのが相当である。

なお、原告は、周知例4に記載された技術は、ランダム値から暗号値を導くものではなく、しかも、暗号化のアルゴリズムは可逆的であって復号化を伴う認証技術であるから、引用発明と全く技術分野が異なり、引用発明に適用できない旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、周知例4に記載されたシステムにおいては、パスワードを暗号化する暗号化キーは、基地局(ホスト)のランダムワード発生器で発生し、端末局に送信されたランダムワードであるから、ランダム値のからまた、上記パスワードの暗号化のである。また、上記パスワードの暗号化のアルゴリズムは可逆的であることは明らかである。また、上記パスワードの暗号化の張出のであるが、端末局における復号化が伴っていることは原告シンダム値であるが、端末局に送信する認証技術に関し、そのシという問題とが、ならに当たのアルゴリズムを可逆的には、あるという問題とが、あっという問題とが、あり、一方であるには、暗号化のアルゴリズムを可逆的によるの設置位置を基地局とするのというであるに関しランダム数発生器の設置位置を基地局とするに基づきるしたが可逆的に関しランダム数発生器の設置位置を基地局とすることであり、一方に関しまれたシステムが、暗号化のアルゴリズムが可逆的である点で引用発明と異なることがその妨げとなるものではない。

しかしながら、復号化という手順のない構成を採用したこと及び端末局が ランダム数発生器を内蔵したとしても負担がないことは、いずれも、端末局にラン ダム数発生器を設置することによる利点というわけではなく、まして、基地局に シダム数を基地局で生成して端末局にする事由ではない。そうすることによる 発生器を設置することを困難にする事由ではない。そうすることによる を退信負担の増加を避けることが、端末局にランダム数発生器を設置は による利点と認められるが、この程度のことは、端末局にランダム数発生器を による効果として当然に予測されることであるばかりでなく、ランダム 発生器を基地局に設置することを困難にするほどの事由であるともいえない を発生器の設置位置が、システムの規模、システムの構成、使い勝手等り であることができる設計的事項であるとの上記認定を左右するに足り ない。

のみならず、上記1のとおり、相違点1、2についての審決の判断に誤りはなく、引用発明を移動無線システムに適用することは、当業者が容易にし得たものと認められるのであるから、ランダム数発生器の設置位置を端末局から基地局に変更する動機付けの有無は、上記適用に伴って変更された引用発明を基準として考慮すべきであり、その場合には、端末局(移動無線局)と基地局との物理的制約の差異に照らして、ランダム数発生器の設置位置として基地局を選択する動機付けが存在することは明白である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 「『ランダム値から導かれる暗号値が伝送位置にある装置から送信』される点について、本願発明では、『送信』が『返信』に記載変更されている」(審決

謄本3頁31行目~33行目)点につき、原告は、本願発明において、基地局から端末局(移動無線局)へ通話の度にランダム値を送信し、端末局は受信したランダム値により暗号化した識別コードを送信する構成としたのが、そうすることによ り、識別コードとランダム値との送信の方向が逆となって窃取が困難となり、ま た、仮に、ランダム値と暗号化した識別コードが窃取されたとしても、次回の通話 の際のランダム値はそれと異なるから、窃取したデータを利用して不正な通話をす ることができなくなるためであるとした上で、本願発明の要旨の「返送され」との規定が、このような本願発明の構成を明確に示しており、「返送」は本願発明の技術思想を表す重要な文言であるから、これを「送信」という文言と同一にとらえる ことができない旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張に係る、識別コード(暗号化したメッセー ジ)とランダム値との送信の方向が逆となって窃取が困難となるとか、ランダム値と暗号化した識別コード(メッセージ)が窃取されたとしても、そのデータを利用 して不正な通話(メッセージの不正使用)をすることができない等の効果は、端末 局においてユーザーにより入力されたメッセージをランダム値で暗号化して基地局に送信する認証技術において、そのランダム値に係るランダム数発生器の設置位置を基地局としたこと、あるいはメッセージをランダム値で暗号化すること自体に伴って当然に予測される効果にすぎない。のみならず、そもそも、ランダム値によって暗号化された識別コードが端末局から基地局に送信される点において、本願発明した。 と引用発明とで異なるところはなく、その送信を「返送」と表現したところで、技 術的内容に相違が生ずるものではない。本願発明の要旨が、この送信を「返送さ れ」と規定したのは、ランダム値の移動無線システム(基地局)から移動無線局 (端末)への送信を基地局側から見て「送信され」と規定したことに合わせて基地 局側から見た表現を採用したにすぎないものと解するのが相当である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。 そうすると、相違点3についての審決の判断は、周知例3(甲第7号証) を引用した点は必ずしも適切ではないが、その瑕疵は審決の結論に影響を及ぼすも のではなく、その判断に原告主張の誤りはない。

取消事由3(相違点4についての判断の誤り)について審決の相違点4についての「伝送位置(移動無線局)自体に『識別コード』 を割当てる必要がある以上、何らかの形で識別コードの格納手段を設けなくてはな らないから、上記相違点4も単なる設計的事項にすぎない」(審決謄本4頁31行 目~33行目)との判断につき、原告は、ユーザー認証システムである引用発明に おいて、端末にユーザー識別コードをあらかじめ格納しておくことができないこと は当然であるから、端末に識別コードの格納手段を設けることは設計的事項でない 旨主張する。

確かに、審決の上記「設計的事項」との文言は適切を欠くものではあるが、相違点とで認定されたとおり、本願発明が、移動無線局(端末)自体に識別コード を割り当てるものである以上、移動無線局に識別コードの格納手段を設けること は、いわば自動的に導かれる事項であって、このような構成を採用することの容易 推考性を改めて検討するまでもないことである。審決の上記説示は、この趣旨を述 べたものであることが明白であり、したがって、その判断に誤りはない。

4 以上のとおり、原告主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り消す べき瑕疵は見当たらないから、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担並びに上告及び上告受理申立てのための付加期間の指定につき行政事件訴訟法フ条、 民事訴訟法61条、96条2項を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	石	原	直	樹
裁判官	中	t듄	昌	利